



採用試験説明会・Web相談会の参加者を募集

◎採用試験説明会

- ◇日時 4月13日(土)の午前10時～正午
- ◇場所 市役所 1階市民ホール
- ◇内容 採用試験の案内、働く職員の声、勤務条件、人財育成など
- ◇定員 100人(申込順)
- ◇申し込み 3月1日～4月10日に市ホームページ内専用フォームで



◎Web相談会

- オンライン会議ツールWebex^{ウェブエックス}で、昭島市職員を目指す方からの相談に応じます。
- ◇日時 4月18日(木)・19日(金)・22日(月)・23日(火)の午前9時～午後5時(1枠1時間程度/予約制)
 - ◇申し込み 3月1日～4月13日に市ホームページ内専用フォームで
 - ☆詳しくは、職員係へ。



自転車用ヘルメット購入の助成券を受け取った方へ ～有効期限は3月31日まで～

助成券の有効期限は3月31日までです。期限を過ぎると利用できません。助成券に記載の事業協力店舗で早めに利用してください。

☆詳しくは、地域安全係へ。



障害がある方の世帯の下水道基本使用料を免除

次に該当する方は、下水道使用料のうち基本使用料が免除されますので、該当する手帳と印鑑を持って、市役所下水道課で申請してください。既に免除されている場合、申請は不要です。

◇対象 世帯全員の令和5年度の住民税が非課税で、

次に該当する方がいる世帯

- *身体障害者手帳1級・2級
- *愛の手帳1度・2度
- *精神障害者保健福祉手帳1級

※生活保護受給世帯を除きます。

☆詳しくは、下水道課業務係へ。

- ① 6年3月中旬に市または東京都広域連合からお知らせが届いた
- ② 対象期間内に、加入していた医療保険に変更があった
- ③ 職場の健康保険に加入している
- ◇申請
 - *①に該当する世帯の方へお知らせに基づき市役所保険係・後期高齢者医療係で
 - *②に該当する世帯の方へ5年7月31日現在に加入していた医療保険の窓口で
 - *③に該当する世帯の方へ介護保険の自己負担額証明は市役所介護保険係で、療養費の請求は加入

▼高額医療・高額介護合算療養費制度の自己負担限度額

合算する 所得区分	後期高齢者 医療+介護 保険	国民健康保険または被用者保険+介護保険	
		70～74歳の方のみの世帯	70歳未満の方がいる世帯
現役並み所得者 (上位所得者)	Ⅲ(課税所得690万円以上)=212万円 Ⅱ(課税所得380万円以上)=141万円 Ⅰ(課税所得145万円以上)=67万円		*基礎控除後の所得901万円超=212万円 *基礎控除後の所得600万円超～901万円以下=141万円
一般所得者	56万円		*基礎控除後の所得210万円超～600万円以下=67万円 *基礎控除後の所得210万円以下=60万円
低所得者(住民 税非課税世帯)	Ⅱ=31万円 Ⅰ=19万円		34万円

☆詳しくは、国民健康保険制度については保険係、後期高齢者医療制度については後期高齢者医療係、介護保険制度については介護保険係へ。

高額医療・高額介護合算療養費制度
～医療費・介護サービス費の自己負担額を更に軽減～